

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規程に基づき、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を次のとおり実施する。

令和5年12月1日

岡山県公安委員会

1 散弾銃

(1) トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が15メートルであるものをいう。）

| 開催年月日             | 開催場所                  |
|-------------------|-----------------------|
| 令和6年1月10日（水）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年1月15日（月）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年1月18日（木）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年1月22日（月）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年1月24日（水）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年1月29日（月）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年2月5日（月）午前10時  | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年2月8日（木）午後1時   | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年2月12日（月）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年2月14日（水）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年2月19日（月）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年2月21日（水）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年2月26日（月）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年3月4日（月）午前10時  | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年3月6日（水）午後1時   | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年3月11日（月）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 令和6年3月18日（月）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年3月19日（火）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年3月25日（月）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年3月29日（金）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |

(2) スキート射撃（クレがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

| 開催年月日             | 開催場所                  |
|-------------------|-----------------------|
| 令和6年1月10日（水）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年1月12日（金）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年1月18日（木）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年1月19日（金）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年1月24日（水）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年1月26日（金）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年2月2日（金）午前10時  | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年2月8日（水）午後1時   | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年2月9日（金）午前10時  | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年2月14日（水）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年2月16日（金）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年2月21日（水）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年2月23日（金）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年3月1日（金）午前10時  | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 令和6年3月6日（水）午後1時   | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年3月8日（金）午前10時  | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年3月15日（金）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年3月19日（火）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年3月22日（金）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |
| 令和6年3月29日（金）午後1時  | 岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場 |
| 令和6年3月29日（金）午前10時 | 倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場 |

## 2 ライフル銃

| 開催年月日             | 開催場所                    |
|-------------------|-------------------------|
| 令和6年1月16日（火）午前10時 | 岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 |
| 令和6年1月23日（火）午前10時 | 岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 |
| 令和6年1月30日（火）午前10時 | 岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 |
| 令和6年2月6日（火）午前10時  | 岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 |
| 令和6年2月13日（火）午前10時 | 岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 |
| 令和6年2月20日（火）午前10時 | 岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 |
| 令和6年2月27日（火）午前10時 | 岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 |
| 令和6年3月5日（火）午前10時  | 岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 |
| 令和6年3月12日（火）午前10時 | 岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 |
| 令和6年3月19日（火）午前10時 | 岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 |
| 令和6年3月26日（火）午前10時 | 岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 |

### 3 受講手続

(1) 提出書類

所定の様式による受講申込書 1通

(2) 提出先

住所地为管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出期間

受講しようとする講習会の開催日の7日前（その日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規程する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

### 4 受講手数料

1万2,700円

（注） 受講手数料は、納付後は返還しない。

### 5 その他

(1) 各講習の受講定員は、おおむね5人とする。

(2) 代理受講は認めない。

(3) 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。